

平成 29 年（2017 年）3 月 28 日

指定一般相談支援事業所 管理者 様

札幌市障がい保健福祉部長

嶋内 明

<公印省略>

地域定着支援対象者の期間限定の廃止及び地域相談支援給付費事務取扱
マニュアルの改訂について（通知）

標記の件につきまして、地域定着支援対象者の期間限定を廃止することとし、また、平成 29 年 2 月から運用開始した計画相談支援の拡大に向けた取組みにより、地域相談支援の利用者はセルフプランを原則不可としたほか時点修正が必要なため、下記のとおり地域相談支援給付費事務取扱マニュアルを改訂いたしましたので送付するとともに関係職員への周知をお願いいたします。

記

1 地域定着支援対象者の期間限定の廃止

(1) 概要

障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院後 3 か月以内及び家族との同居から一人暮らしに移行後 3 か月以内とした期間限定を廃止する。

(2) 本取扱いの運用開始日

平成 29 年 4 月 1 日

2 地域相談支援給付費の申請及び支給について（指定一般相談支援事業所用マニュアル）の改訂

主な改訂内容は以下のとおり。

- (1) 地域定着支援の対象者における期間限定の廃止
- (2) 地域相談支援の利用者は、セルフプラン原則不可となったことを記載
- (3) 報酬改定に伴う修正
- (4) その他文言整理等

3 その他

今回送付した相談支援事業者用マニュアルについては、以下の札幌市公式ホームページの計画相談支援画面よりダウンロードが可能となっておりますので、事業者内でご活用ください。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

担当：小坂 Tel011-211-2936 FAX011-218-5181

E-mail syurou-soudan@city.sapporo.jp